

ニホンザル対策強化事業仕様書

1 業務の目的

実施地域に生息するニホンザル群れ数を把握し、次年度以降、大型捕獲檻の設置場所を選定するために加害レベルの高いニホンザルの群れに対して GPS 首輪及び電波発信機による行動圏の解析を行う。

また、過年度調査した行動圏域解析の結果を基にし、効率的・効果的な捕獲を実施する。同時に、大型捕獲檻に係る設置場所の選定方法、餌付け、捕獲及び止めさし方法等を住民に指導することにより、継続的・総合的な捕獲対策に取り組むことができる地域を育成し、ニホンザルによる農作物被害・生活環境被害の軽減を図ることを目的とする。

2 対象鳥獣

ニホンザル

3 業務実施区域

徳島県が要望調査をした結果に基づき決定した地区

那賀町、美馬市、上勝町、海陽町、三好市、阿南市、つるぎ町、牟岐町

4 業務内容

(1) 事前準備（8 地区実施）

ア 実施地域との打ち合わせ

実施地区：那賀町、美馬市、上勝町、海陽町、三好市、阿南市、つるぎ町、牟岐町

業務を円滑に遂行するため、受託者は関係行政機関等と打ち合わせのうえ、事業の進め方や趣旨を説明する。

イ 地域住民への説明会

実施地区：那賀町

捕獲檻を設置するうえでの、地域の合意形成を図るために、地域住民への説明会を実施する。

ウ 許可申請

受託者は本業務を実施するにあたり必要な各種許可申請を行い承認を得ること。

(2) 生息状況調査（1 地区実施）

実施地区：美馬市

ア 調査方法

受託者は調査対象地区において聞き取り調査を中心としたルートセンサスを行う。情報は出没カレンダー調査票に記録するとともに、現地でのニホンザ

ルの目視確認に努める。

イ 調査に基づく生息状況等の解析

上記アのデータを基に、受託者は、群れの生息状況の推定及び加害レベルの評価を実施する。

(3) GPS 首輪等の装着による行動域等調査(4 地区実施)

実施地区：上勝町、三好市、阿南市、つるぎ町

ア 調査に係る捕獲方法

捕獲は、麻酔銃による捕獲とし、受託者は地域で誘因性の高い餌を調達する。
なお、捕獲が困難な場合は徳島県と協議の上方針決定する。

イ GPS 首輪発信器

- a 受託者は、実施地区における加害レベルの高い群れに属するオトナメス 1 頭に GPS 首輪発信器を装着する。(1 群あたり各 1 台)
- b 測位時間は、サルの活動時間である午前 6 時から午後 6 時までとし、測位間隔と測位期間については、徳島県と受託者の協議により決定する。
- c 今回装着する GPS 首輪 4 台は新規に購入する。
- d 4 台のうち 1 台は、GPS データを首輪から直接、クラウドデータベースに送信可能でリアルタイムに位置情報の取得が可能なものとする。

ウ データのとりまとめ

受託者はイより得られた測位データを GIS データとして作成する。また、群れの総個体数及び性・年齢構成についてもとりまとめ、当該群れを効率的・効果的に捕獲を行う資料とする。

エ リアルタイムで位置情報を取得可能な GPS 首輪を用いた捕獲等の検証

リアルタイムで取得可能な位置情報を活用した捕獲や防除対策等の活用方法について関係者と検証する。

(4) 過年度調査した群れの現状把握 1 地区

実施地区：牟岐町

過年度、GPS 首輪装着による行動域調査を実施した群れに対し、効果的な捕獲方針を決定するための聞き取り調査を実施する。群れの出没状況、出没時期等から、大型捕獲檻の設置候補地及び捕獲方法を取りまとめる。

(5) 捕獲に関する指導、研修

ア 捕獲対策指導(2 地区実施)

実施地区：牟岐町、海陽町

受託者は過年度装着した GPS 首輪データの解析結果を基に、実施地区の自治体、自治会、猟友会等(以下「自治体等」という。)と連携してニホンザルを効率的に捕獲するための大型捕獲檻の設置候補地を選定する。

イ 捕獲指導(1 地区実施)

実施地区：那賀町

受託者は過年度装着した GPS 首輪データの解析結果を基に、実施地区の自治

体、自治会、猟友会等（以下「自治体等」という。）と連携してニホンザルを効率的に捕獲する。なお、誘因餌については、檻を設置した自治体等が調達するものとする。また、捕獲個体の処分方法については、徳島県及び自治体等と協議の上決定する。

ウ 集落の事前点検（１地区実施）

実施地区：那賀町

研修会の前に現地踏査等により、集落におけるニホンザル対策の課題等について調査を行うこと。

エ 集落ぐるみの対策研修（３地区実施）

実施地区：那賀町、牟岐町、海陽町

受託者は業務を実施する地区が継続的に捕獲対策に取り組むことに主眼をおいた次の研修を実施する。

- a 大型捕獲檻の設置場所の選定方法
- b 大型捕獲檻の設置・管理方法
- c ニホンザルの捕獲後の止めさし方法
- d ニホンザルの侵入防止・被害防除の方法
- e 集落における環境整備の方法

（６）作業の記録

調査の履行状況については、日報や調査実施状況などをとりまとめ、実績報告書に添付すること。

５ 委託期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

６ 委託料上限額

金１６，０００，０００円以内（消費税及び地方消費税を含む）

７ 成果品

（１）成果品

受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書（指定様式）と合わせて成果品を提出すること。

業務報告書 一式

（作業日報、写真、解析内容、解析データ、研修等の記録、支出明細、その他委託者が指示するもの）

（２）成果品の提出方法

ア 紙媒体 ２部

イ 電子媒体（CD-R 又は DVD-R）２部

(3) 提出期限及び提出先

成果品は、令和8年3月31日までに、徳島県農林水産部鳥獣対策・里山振興課に提出するものとする。

8 かし担保

業務終了後において、内容に不都合が生じた場合、異議無く訂正すること。

9 その他

(1) 受託者は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」その他関係法令を遵守すること。

(2) 委託料で購入した物品について、価格が10万円以上となる備品の所有権は徳島県に帰属するものとする。

(3) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、県の承諾を得た場合は、その限りでない。

(4) この仕様書に定めがないものについては、必要に応じ徳島県と受託者で協議の上、決定する。